

◎新潟県告示第1176号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
五十嵐川漁業協同組合（三条市高岡651）
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、表の変更後の欄中の表中太線で囲まれた部分を加える。

変 更 後	変 更 前																														
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、この組合の有する内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ・うぐい・こい・やまめ・いわな・<u>かじか及びにじます</u>をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第3条 （略）</p> <p>(遊漁期間等)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間<u>及び区域</u>で行わなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">魚 種</th> <th style="text-align: center;">期 間 ・ 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">あゆ</td> <td>6月16日から11月30日までの期間内で、組合が公表する期間。 友釣りは7月1日午前6時から11月30日まで、ゴロ掛けは9月10日午前6時から11月30日までとする。 <u>ただし、渡瀬橋より上流の区域は10月1日から10月7日まで、渡瀬橋より下流の区域は10月1日から10月14日までを禁漁とする。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うぐい</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">こい</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">かじか</td> <td>1月1日から12月31日までの期間内で、4月11日から4月20日までを除く。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">やまめ</td> <td>3月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">いわな</td> <td>3月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">にじます</td> <td>3月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	魚 種	期 間 ・ 区 域	あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で、組合が公表する期間。 友釣りは7月1日午前6時から11月30日まで、ゴロ掛けは9月10日午前6時から11月30日までとする。 <u>ただし、渡瀬橋より上流の区域は10月1日から10月7日まで、渡瀬橋より下流の区域は10月1日から10月14日までを禁漁とする。</u>	うぐい	1月1日から12月31日まで	こい	1月1日から12月31日まで	かじか	1月1日から12月31日までの期間内で、4月11日から4月20日までを除く。	やまめ	3月1日から9月30日まで	いわな	3月1日から9月30日まで	にじます	3月1日から9月30日まで	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、この組合の有する内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ・うぐい・こい・やまめ・いわな<u>及びかじか</u>をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第3条 （略）</p> <p>(遊漁期間)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間<u>内</u>で行わなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">魚 種</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">あゆ</td> <td>6月16日から11月30日までの期間内で、組合が公表する期間。 <u>以下の期間を除く</u> 渡瀬橋上流端より上流は10月1日から10月7日、同地点より下流は10月1日から10月14日まで。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うぐい</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">こい</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">かじか</td> <td>1月1日から12月31日までの期間内で、4月11日から4月20日までを除く。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">やまめ</td> <td>3月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">いわな</td> <td>3月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	魚 種	期 間	あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で、組合が公表する期間。 <u>以下の期間を除く</u> 渡瀬橋上流端より上流は10月1日から10月7日、同地点より下流は10月1日から10月14日まで。	うぐい	1月1日から12月31日まで	こい	1月1日から12月31日まで	かじか	1月1日から12月31日までの期間内で、4月11日から4月20日までを除く。	やまめ	3月1日から9月30日まで	いわな	3月1日から9月30日まで
魚 種	期 間 ・ 区 域																														
あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で、組合が公表する期間。 友釣りは7月1日午前6時から11月30日まで、ゴロ掛けは9月10日午前6時から11月30日までとする。 <u>ただし、渡瀬橋より上流の区域は10月1日から10月7日まで、渡瀬橋より下流の区域は10月1日から10月14日までを禁漁とする。</u>																														
うぐい	1月1日から12月31日まで																														
こい	1月1日から12月31日まで																														
かじか	1月1日から12月31日までの期間内で、4月11日から4月20日までを除く。																														
やまめ	3月1日から9月30日まで																														
いわな	3月1日から9月30日まで																														
にじます	3月1日から9月30日まで																														
魚 種	期 間																														
あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で、組合が公表する期間。 <u>以下の期間を除く</u> 渡瀬橋上流端より上流は10月1日から10月7日、同地点より下流は10月1日から10月14日まで。																														
うぐい	1月1日から12月31日まで																														
こい	1月1日から12月31日まで																														
かじか	1月1日から12月31日までの期間内で、4月11日から4月20日までを除く。																														
やまめ	3月1日から9月30日まで																														
いわな	3月1日から9月30日まで																														

守門川と五十嵐川の合流地点より信濃川合流地点まで(守門川及び各支流は除く)

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店並びに遊漁承認証販売店に掲示して公表するものとする。

第5条 (略)

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	12 c m 以下
うぐい	10 c m //
こい	15 c m //
かじか	4 c m //
いわな	15 c m //
やまめ	15 c m //
にじます	15 c m "

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学校生徒以下は無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	1日券2,000円(税込)
	ころがし釣	年券8,000円(税込)
かじか	竿釣・ヤス・かじかタモ	1日券1,000円(税込) 年券4,000円(税込)
こい	竿釣	
うぐい		
いわな		
やまめ		
にじます		
あゆ	投網	1日券4,000円(税込)
こい		
うぐい		
かじか	三角網	

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店並びに遊漁承認証販売店に掲示して公表するものとする。

第5条 (略)

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	12 c m
うぐい	10 c m
こい	15 c m
かじか	4 c m
いわな	15 c m
やまめ	15 c m

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学校生徒以下は無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	1日券2,000円
	ころがし釣	年券8,000円
かじか	竿釣・ヤス・かじかタモ	1日券1,000円 年券3,500円
こい	竿釣	
うぐい		
いわな		
やまめ		
あゆ	投網	1日券4,000円
こい		
うぐい		
かじか	三角網	

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

氏名（店名）	住 所
五十嵐川漁業協同組合事務所	三条市高岡651
その他五十嵐川漁業協同組合が指定する釣具店及び遊漁承認証販売店	

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第3号によるものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証が携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及びほかの遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

第10条～第11条 （略）

（釣堀的漁場）

第12条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。

(1) 名称 吉ヶ平フィッシングパーク

(2) 区域 三条市吉ヶ平地内の守門川第1号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川および県道183号線の堰江橋上流端より上流30mの魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域

(3) 期間 令和5年1月1日から令和5年12月31日まで

(4) 濃密放流する魚種 イワナ・ヤマメ

(5) 漁具・漁法 ルアー・フライ・テンカラ

(6) 料金 日券2,000円（税込）
年券10,000円（税込）

2 前項に基づき、採捕した魚は所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。（キ

氏名（店名）	住 所
五十嵐川漁業協同組合事務所	三条市高岡651
その他五十嵐川漁業協同組合が指定する釣具店及び遊漁承認証販売店	

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及びほかの遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

第10条～第11条 （略）

（釣堀的漁場）

第12条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。

(1) 名称 吉ヶ平フィッシングパーク

(2) 区域 三条市吉ヶ平地内の守門川第1号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川および県道183号線の堰江橋上流端より上流30mの魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域

(3) 期間 令和4年1月1日から令和4年12月31日まで

(4) 濃密放流する魚種 イワナ・ヤマメ

(5) 漁具・漁法 ルアー・フライ・テンカラ

(6) 料金 日券2,000円
年券10,000円

2 前項に基づき、採捕した魚は所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。（キ

ヤッチアンドリリース)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円

ヤッチアンドリリース)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円

こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円
-------	----	------------	------

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245-1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105番地6
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曾根798-2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2-1-38 1F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇2426

こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円
-------	----	------------	------

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢543番地205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町4丁目10番4号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原1-4-24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚4716-4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市赤谷1-8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市番神1-7-40
関川水系漁業協同組合	上越市子安新田4-67
桑取川漁業協同組合	上越市有間川661
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生3133
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢2426
国府川漁業協同組合	佐渡市飯持40

羽茂川内水面漁業協同組合 佐渡市羽茂本郷659

その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第4号のとおりとする。

別記様式第1号

遊漁承認証（アユ）【年券】

表

年度あゆ遊漁承認証									
顔写真 (3.0×2.5cm)	<table border="1"> <tr> <th>番号</th> <th>No.</th> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>S H 年 月 日</td> </tr> </table>	番号	No.	住所		氏名		生年月日	S H 年 月 日
	番号	No.							
	住所								
	氏名								
	生年月日	S H 年 月 日							
漁具漁法: 竿釣(竿1本)に限る 遊漁期間: 月 日 ~ 月 日 (ゴロ掛け: 月 日 ~ 月 日) 禁漁期間: 月 日 ~ 月 日									
遊漁料金 ¥8,000円									
遊漁区域 五十嵐川、その支川									
発行者 五十嵐川漁業協同組 印									

裏

注意事項	
1 遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。 当組合が行っている増殖事業	1 当組合が行っている増殖手法は稚魚放流、禁漁区域及び禁漁期間の設定です。 2 漁業権に基づく放流量は新潟県内水面漁場管理委員会の増殖指示量に基づいています。 当組合が行っている漁場管理
1 遊漁料金は五十嵐川漁業協同組合に課されている増殖義務及び漁業環境維持のための経費の一部として使われています。 2 組合員及び遊漁者双方の負担により河川環境が維持されていることをご理解ください。 *ご意見が有りましたら五十嵐川漁協38-4067へお電話ください*	1 遊漁料金は五十嵐川漁業協同組合に課されている増殖義務及び漁業環境維持のための経費の一部として使われています。 2 組合員及び遊漁者双方の負担により河川環境が維持されていることをご理解ください。 *ご意見が有りましたら五十嵐川漁協38-4067へお電話ください*

羽茂川内水面漁業協同組合 佐渡市羽茂本郷 659

その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第1号

遊漁承認証（アユ）【年券】

表

平成 年度あゆ遊漁承認証									
顔写真 (3.0×2.5cm)	<table border="1"> <tr> <th>番号</th> <th>No.</th> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>S H 年 月 日</td> </tr> </table>	番号	No.	住所		氏名		生年月日	S H 年 月 日
	番号	No.							
	住所								
	氏名								
	生年月日	S H 年 月 日							
漁具漁法: 竿釣(竿1本)に限る 遊漁期間: 月 日 ~ 月 日 (ゴロ掛け: 月 日 ~ 月 日) 禁漁期間: 月 日 ~ 月 日									
遊漁料金 ¥8,000円									
遊漁区域 五十嵐川、その支川									
発行者 五十嵐川漁業協同組 印									

裏

注意事項	
1 遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。 当組合が行っている増殖事業	1 当組合が行っている増殖手法は稚魚放流、禁漁区域及び禁漁期間の設定です。 2 漁業権に基づく放流量は新潟県内水面漁場管理委員会の増殖指示量に基づいています。 当組合が行っている漁場管理
1 遊漁料金は五十嵐川漁業協同組合に課されている増殖義務及び漁業環境維持のための経費の一部として使われています。 2 組合員及び遊漁者双方の負担により河川環境が維持されていることをご理解ください。 *ご意見が有りましたら五十嵐川漁協38-4067へお電話ください*	1 遊漁料金は五十嵐川漁業協同組合に課されている増殖義務及び漁業環境維持のための経費の一部として使われています。 2 組合員及び遊漁者双方の負担により河川環境が維持されていることをご理解ください。 *ご意見が有りましたら五十嵐川漁協38-4067へお電話ください*

遊漁承認証 (アユ) 【1日券】
表

○
年 No. _____

1日遊漁承認証

遊漁料金 ¥2,000円

(注) 遊漁する場所において監視員に納入する時は1,000円を加算し、3,000円とする

月 / 日

有効期限 当日限り

取扱店 (者) _____ ㊞

発行者 五十嵐川漁業協同組合

年 鮎1日券 No. _____

遊漁料金 ¥2,000円

取扱店 (者) _____ ㊞

発行者 五十嵐川漁業協同組合

裏

○ 注 意 事 項

- (1) 遊漁中は本証を見出し箇所に装着すること
- (2) 漁場監視員から本証の提示を求められた時は提示しなくてはならない
- (3) 本証の再発行、拡張はいたしません
- (4) 本証での遊漁は、竿釣(1本)のみ許可する
- (5) 本証での遊漁は、友釣、餌釣、ドブ釣、毛針流し釣、ゴロ掛けに限る(友釣専用区は友釣のみ許可)
- (6) 高圧線、落雷には十分注意すること
- (7) 降雨、ダム放水等による増水には十分注意すること

鮎 漁 の 期 間	
(1) 鮎漁期間	遊漁協の鮎漁日~11月30日
(2) 期間中の禁漁	10月1日~10月14日

禁 漁 区 域 (鮎漁に関係する場所)

- (1) 三糸市北五郎川内側内側と長野内側内側から八木橋中心より上流200m、下流400mの間の区域内
- (2) 三糸市長野内側の守門川第2号堰上流より上流へ100m、下流より下流へ200mの間の区域内
- (3) 三糸市早水内側の守門川第3号堰上流より上流へ50m、下流より下流へ100mの間の区域内
- (4) 三糸市笠塚内側の笠塚ダム、下流より下流へ500mの区域内
- (5) 三糸市籠橋内側内側から三糸市高岡内側内側に構築されている籠橋堰工堰のゲートより上流50m、下流100mの間の区域内

年 鮎1日券
遊漁料金2,000円

遊漁承認証 (アユ) 【1日券】
表

○
平成 年 No. _____

1日遊漁承認証

遊漁料金 ¥2,000円

(注) 遊漁する場所において監視員に納入する時は1,000円を加算し、3,000円とする

月 / 日

有効期限 当日限り

取扱店 (者) _____ ㊞

発行者 五十嵐川漁業協同組合

平成 年 鮎1日券 No. _____

遊漁料金 ¥2,000円

取扱店 (者) _____ ㊞

発行者 五十嵐川漁業協同組合

裏

○ 注 意 事 項

- (1) 遊漁中は本証を見出し箇所に装着すること
- (2) 漁場監視員から本証の提示を求められた時は提示しなくてはならない
- (3) 本証の再発行、拡張はいたしません
- (4) 本証での遊漁は、竿釣(1本)のみ許可する
- (5) 本証での遊漁は、友釣、餌釣、ドブ釣、毛針流し釣、ゴロ掛けに限る(友釣専用区は友釣のみ許可)
- (6) 高圧線、落雷には十分注意すること
- (7) 降雨、ダム放水等による増水には十分注意すること

鮎 漁 の 期 間	
(1) 鮎漁期間	遊漁協の鮎漁日~11月30日
(2) 期間中の禁漁	10月1日~10月14日

禁 漁 区 域 (鮎漁に関係する場所)

- (1) 三糸市北五郎川内側内側と長野内側内側から八木橋中心より上流200m、下流400mの間の区域内
- (2) 三糸市長野内側の守門川第2号堰上流より上流へ100m、下流より下流へ200mの間の区域内
- (3) 三糸市早水内側の守門川第3号堰上流より上流へ50m、下流より下流へ100mの間の区域内
- (4) 三糸市笠塚内側の笠塚ダム、下流より下流へ500mの区域内
- (5) 三糸市籠橋内側内側から三糸市高岡内側内側に構築されている籠橋堰工堰のゲートより上流50m、下流100mの間の区域内

平成 年 鮎1日券
遊漁料金2,000円

遊漁承認証（一般魚）【年券】

表

平成 年度 遊漁承認証	
番 号	遊漁期間 自H 年 3 月 1 日 至H 年 9 月 30 日 【いわな・やまめ】
住 所	# 自H 年 1 月 1 日 至H 年 12 月 30 日 【こい・かじか・うぐい】
氏 名	遊漁料金 ¥3,500 円
生年月日 S H 年 月 日	

漁具漁法 竿釣(かじか)に限り、かじかタモ・ヤス許可

五十嵐川漁業協同組合 印

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。

当組合が行っている増殖事業

- 1 当組合が行っている増殖手法は稚魚放流、禁漁区域及び禁漁期間の設定です。
- 2 漁業権に基づく放流量は新潟県内水面漁場管理委員会の増殖指示量に基づいています。

当組合が行っている漁場管理

- 1 遊漁料金は五十嵐川漁業協同組合に課されている増殖義務及び漁業環境維持のための経費の一部として使われています。
- 2 組合員及び遊漁者双方の負担により河川環境が維持されていることをご理解ください。

* ご意見が有りましたら五十嵐川漁協38-4067へお電話ください*

遊漁承認証（一般魚）【年券】

番 号		<p>一般魚遊漁承認証</p> <p>年</p> <p>五十嵐川漁業協同組合</p>
住 所		
氏 名		
生年月日 年 月 日		

①本証は必ず丁寧に扱ってよく見えるようにすること。
 ②本証を他人に譲渡してはならない。
 ③本証の破損はできません。破損に注意すること。
 ④遊漁期間を守り、漁場監視員の指示に従うこと。
 ⑤漁業環境維持のための取組に協力すること。
 ⑥本証でフェム、サクワラス、ヤサを釣ることはできません。
 ⑦遊漁中の事故に際しては組合員が一切責任を負います。
 ⑧遊漁料金を支払う場合は必ず領収書を受け取ること。
 ⑨遊漁上の利権、採土事業等については「遊漁のしおり」をご覧ください。

※本証は五十嵐川漁業協同組合に課されている増殖義務及び漁業環境維持のための経費の一部として使われています。
 * ご意見が有りましたら五十嵐川漁協38-4067へお電話ください*

遊漁承認証（一般漁）【1日券】
表

年 ○
No. _____

1日遊漁承認証

イワナ・ヤマメ・ウグイ・カジカ・コイ・ニジマス

遊漁料金 1,000円
(注) 遊漁する場所において監視員に納入する時は、手数料1,000円を加算し2,000円とする

月 / 日

有効期限 当日限り
取扱者 _____
発行者 五十嵐川漁業協同組合

年 1日券 No. _____

遊漁料金 1,000円
取扱者 _____
発行者 五十嵐川漁業協同組合

裏

年 ○ 1日券

注意事項

(1) 遊漁中は本証を外部から見やすい箇所に装着すること
(2) 漁場監視員から本証の提示を求められた時は提示すること
(3) 本証の再発行・払戻しはいたしません
(4) 本証での遊漁は、竿釣のみ許可する
(5) 本証でアユ・サクラマス・サケを釣る事はできません
(6) 高圧線・落雷には十分注意してください
(7) 交付・ダム放水等による増水には十分注意してください
(8) 遊漁上の制限、禁止事項等については「遊漁のしおり」をご覧ください。

禁漁区域

【1】 三糸市北五百川内側と奥野地内側に隔かる八木橋中心より上流200m、下流400mの間の区域内。
【2】 三糸市奥野地内の沖野川第2多様池上流より上流へ100m、下流より下流へ200mの間の区域内。
【3】 三糸市笠原地内の笠原ダム、下流より下流へ500mの区域内。
【4】 三糸市籠澤地内側から三糸市南河内内側に築造されている籠澤堤防工事のゲートより上流50m、下流100mの間の区域内。
【5】 三糸市内の池瀬川本流に築造されている兼原大堰ゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。
【6】 奥野地内の中ノ川に築造されている中ノ川水門のゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。
【7】 三糸市内の池瀬川本流に築造されている大島堤防工事の上流より上流の加賀川漁業協同組合の遊漁管理区域【47.0m】の境界から上流100.0mの区域内。
【8】 三糸市早水地内の沖野川第2多様池上流より上流へ50m、下流より下流へ100mの間の区域内

年 一般魚1日券
遊漁料金1,000円

遊漁承認証（一般漁）【1日券】
表

年 ○
No. _____

1日遊漁承認証

イワナ・ヤマメ・ウグイ・カジカ・コイ

遊漁料金 ¥1,000円
(注) 遊漁する場所において監視員に納入する時は、手数料1,000円を加算し2,000円とする

月 / 日

有効期限 当日限り
取扱者 _____
発行者 五十嵐川漁業協同組合

平成 _____ 年 1日券 No. _____

遊漁料金 ¥1,000円
取扱者 _____
発行者 五十嵐川漁業協同組合

裏

年 ○ 1日券

注意事項

(1) 遊漁中は本証を外部から見易い箇所に装着すること
(2) 漁場監視員から本証の提示を求められた時は提示しなくてはならない
(3) 本証の再発行・払戻しはいたしません
(4) 本証での遊漁は、竿釣のみ許可する
(5) 本証でアユを釣ることはできません
(6) 高圧線・落雷には十分注意してください
(7) 降雨、ダム放水等による増水には十分注意してください

禁漁区域

【1】 三糸市北五百川内側と奥野地内側に隔かる八木橋中心より上流200m、下流400mの間の区域内。
【2】 三糸市奥野地内の沖野川第2多様池上流より上流へ100m、下流より下流へ200mの間の区域内。
【3】 三糸市笠原地内の笠原ダム、下流より下流へ500mの区域内。
【4】 三糸市籠澤地内側から三糸市南河内内側に築造されている籠澤堤防工事のゲートより上流50m、下流100mの間の区域内。
【5】 三糸市内の池瀬川本流に築造されている兼原大堰ゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。
【6】 奥野地内の中ノ川に築造されている中ノ川水門のゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。
【7】 三糸市内の池瀬川本流に築造されている大島堤防工事の上流より上流の加賀川漁業協同組合の遊漁管理区域【47.0m】の境界から上流100.0mの区域内。
【8】 三糸市早水地内の沖野川第2多様池上流より上流へ50m、下流より下流へ100mの間の区域内

平成 _____ 年 一般魚1日券
遊漁料金1,000円

別記様式第2号 漁業監視員証

表

漁場監視員証 No.	
顔 写 真 (3.0×2.5)cm	下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。
	(年齢) 氏名
有効期限 年 月 日～ 年 月	
発行者 五十嵐川漁業協同組合 印	

(用紙: 白色)

裏

漁場監視員の役割
<ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁者や組合員が法令や行使規則、遊漁規則に違反していないかの監視 2. 適正な漁場利用の推進 3. 遊漁現場での遊漁料の徴収
注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 監視にあたっては、監視員証を携帯し、腕章を付けること。 2. 漁場利用者に不快の念を抱かせることの無いよう、態度・言葉等に十分注意する。 3. いかなる場合も遊漁者に対して暴行若しくは脅迫を加える、又は威嚇を行ってはならない。

(用紙: 白色)

別記様式第2号 漁業監視員証

表

漁場監視員証 No.	
顔 写 真 (3.0×2.5)cm	下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。
	(年齢) 氏名
有効期限 平成 年 月 日～平成 年 月	
発行者 五十嵐川漁業協同組合 印	

(用紙: 白色)

裏

漁場監視員の役割
<ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁者や組合員が法令や行使規則、遊漁規則に違反していないかの監視 2. 適正な漁場利用の推進 3. 遊漁現場での遊漁料の徴収
注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 監視にあたっては、監視員証を携帯し、腕章を付けること。 2. 漁場利用者に不快の念を抱かせることの無いよう、態度・言葉等に十分注意する。 3. いかなる場合も遊漁者に対して暴行若しくは脅迫を加える、又は威嚇を行ってはならない。

(用紙: 白色)

別記様式第3号

オンラインシステム遊漁承認証 (アユ) 【年券】

貼 年 券	
利用期間	利用者顔写真 漁協印影
住所 〇〇県〇〇市〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇	
遊漁料金 8,000円	
取扱者 五十嵐川漁協	
備考 場所、漁具によって遊漁期間が異なるため要裏面参照	
魚種 貼	
漁具/漁法 竿つり(友釣り・ドブ・コロガン)	
遊漁区域 禁漁区を除く全域	
<<要注意>>	
◆禁漁期間	
渡瀬橋より上流 10/1～10/7	
注意事項 渡瀬橋より下流10/1～10/14	
◆漁具	
友釣解禁：7/1午前6時～11月30日	
ゴロ掛け解禁：9/10午前6時～11月30日	

オンラインシステム遊漁承認証（アユ）【1日券】

鮎 日券	
利用日	
住所	〇〇県〇〇市〇〇〇〇
氏名	〇〇〇〇
遊漁料金	2,000円
取扱者	五十嵐川漁協
備考	場所、漁具によって遊漁期間が異なるため裏面参照
魚種	鮎
漁具/漁法	竿つり（友釣り・ドブ・コロガシ）
遊漁区域	禁漁区を除く全エリア
	<<要注意>>
	◆禁漁期間
	坂瀬橋より上流 10/1～10/7
	坂瀬橋より下流10/1～10/14
注意事項	
	◆漁具
	友釣り解禁：7/1午前6時～11月30日
	ゴロ掛け解禁：9/10午前6時～11月30日

オンラインシステム遊漁承認証（一般魚）【年券】

渓流 年券	
利用期間	
住所	〇〇県〇〇市〇〇〇〇
氏名	〇〇〇〇
遊漁料金	4,000円
取扱者	五十嵐川漁協
備考	
魚種	イwana ヤマメ コイ ウグイ カジカ ニジマス
漁具/漁法	竿
遊漁区域	禁漁区を除く全域
	① 本証は必ず腕に巻いてよく見えるようにすること。
	② 本証を他人に貸与してはならない。
	③ 本証の再発行はできません。紛失に注意すること。
	④ 遊漁規則を守り、漁場監視員の指示に従うこと。
	⑤ 漁業資源保護のため乱獲は慎むこと。
	⑥ 本証ではアユを釣ることはできません。
	⑦ 遊漁中の事故に関しては組合は一切責任を負いません。
	⑧ 漁場を汚さないように、自分で出したゴミは自分で持ち帰ること。
注意事項	
	遊漁料金は五十嵐川漁業協同組合に課されている増殖義務及び漁業環境維持のための経費の一部として使われています。
	ご意見がありましたら五十嵐川漁協38-4067へお電話ください

オンラインシステム遊漁承認証（一般魚）【1日券】

深流 日券	
利用日	
住所	〇〇県〇〇市〇〇〇〇
氏名	〇〇〇〇
遊漁料金	1,000円
取扱者	五十嵐川漁協
備考	有効期限 当日限り
魚種	イwana ヤマメ コイ ウグイ カジカ ニジマス
漁具/漁法	竿
遊漁区域	禁漁区を除く全域
注意事項	<p>注意事項</p> <p>(1) 遊漁中は本証を外部から見易い箇所に装着すること</p> <p>(2) 漁場監視員から本証の提示を求められた時は提示しなくてはならない</p> <p>(3) 本証の再発行、払戻しはいたしません</p> <p>(4) 本証での遊漁は、竿釣のみ許可する</p> <p>(5) 本証でアユ、サクラマス、サケを釣ることはできません</p> <p>(6) 高圧線、落雷には十分注意してください</p> <p>(7) 降雨、ダム放水等による増水には十分注意してください</p> <p>禁漁区域</p> <p>(1) 三条市北五百川地内側と長野地内側に架かる八木橋中心より上流200m、下流400mの間の区域内。</p> <p>(2) 三条市長野地内の守門川第2号堰堤上流端より上流へ100m、下流端より下流へ200mの間の区域内。</p> <p>(3) 三条市笠塚地内の笠塚ダム、下流端より下流へ500mの区域内。</p> <p>(4) 三条市籠場地内側から三条市高岡地内側に構築されている籠場頭首工堰のゲートより上流50m、下流100mの間の区域内。</p> <p>(5) 三条市内の信濃川本流に築造されている蒲原大堰ゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。</p> <p>(6) 燕市地内の中之口川に築造されている中之口川水門のゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。</p> <p>(7) 三条市内の信濃川本流に築造されている大島頭首工の上流端より上流の加茂川漁業協同組合の漁業権行使区域（47.0m）の境界から上流103.0mの区域内。</p> <p>(8) 三条市早水地内の守門川第3号堰堤上流端より上流へ50m、下流端より下流へ100mの間の区域内。</p> <p>(9) 三条市吉ヶ平地内の守門川第1号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川及び県道18号線堰江橋上流端より直ぐ上流の魚止めの滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域。</p>

別記様式第4号

県内共通遊漁承認証

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 ~ 至			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発行者	新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761		

(用紙：緑色)

別記様式第3号

県内共通遊漁承認証

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 H ~ 至 H			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
12,000円 (税抜)	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発行者	新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761		

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所 氏名	
	生年月日	大・昭・平	年 月 日

承認期間 自 ～至

遊漁料 魚 種 こい・ふな
 漁具漁法 竿 釣
 遊漁区域 県下一円
 (但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
 この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
 (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所 氏名	
	生年月日	大・昭・平	年 月 日

承認期間 自 H ～至 H

遊漁料 魚 種 こい・ふな
 5,500 円 漁具漁法 竿 釣
 (税抜) 遊漁区域 県下一円
 (但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
 この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
 (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

4 変更後の遊漁規則の施行の日
 新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日